

2013年12月20日 全4頁

# ベイルイン、債務超過等の場合に限定へ

## 【預保法施行規則改正案】 預保法改正法の曖昧な解釈を排除

金融調査部 研究員  
鈴木利光

### [要約]

- 2013年12月13日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（9ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等の公表について」（預保法施行令等改正案）を公表している（コメント提出期限は2014年1月14日）。
- 預保法施行令等改正案は、2013年6月19日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、公布日から9ヶ月以内に施行される部分（9ヶ月以内施行改正法）に係る細則案である。9ヶ月以内施行改正法には、金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理（“resolution”）の枠組みの整備を目的とした、預金保険法の一部改正（預保法改正法）が含まれている。
- 預保法施行令等改正案が公表されるまでは、預保法改正法の文言上は、債務超過等を前提とした「第二号措置」、「第三号措置」及び「特定第二号措置」の場合のみならず、債務超過ではないことを前提とした「第一号措置」及び「特定第一号措置」の場合においても、契約上のベイルインの発動がなされうるという解釈が可能であった。こうしたことから、預保法改正法の公布日（2013年6月19日）から預保法施行令等改正案の公表日（2013年12月13日）までの間、実務担当者レベルで多少の混乱があったであろうことが推測される。
- 預保法施行令等改正案における契約上のベイルインの条項は、前述のような曖昧な解釈を排除するものとなっている。すなわち、預保法施行規則改正案は、契約上のベイルインの発動がなされうるケースを、債務超過等を前提とした「第二号措置」、「第三号措置」及び「特定第二号措置」の場合に限定している。
- また、預保法施行令等改正案は、契約上のベイルインの対象となる社債、優先株式及び劣後ローンが無担保であることを確認している。
- なお、預保法施行令等改正案には、預保法改正法の施行期日を示唆する条項は含まれていない。

## [目次]

- **1. はじめに** ..... 2
- **2. 契約上のペイルインの発動がなされうるケース** ..... 2

### 1. はじめに

2013年12月13日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（9ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等の公表について」（以下、「預保法施行令等改正案」）を公表している（コメント提出期限は2014年1月14日）<sup>1</sup>。

預保法施行令等改正案は、2013年6月19日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、公布日から9ヶ月以内に施行される部分（以下、「9ヶ月以内施行改正法」）に係る細則案である。9ヶ月以内施行改正法には、金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理（以下、「“resolution”」）<sup>2</sup>の枠組みの整備を目的とした、預金保険法の一部改正（以下、「預保法改正法」）が含まれている<sup>3</sup>。

本稿では、預保法施行令等改正案のうち、預金保険法施行規則の改正案（以下、「預保法施行規則改正案」）のうち、契約上のペイルインの発動条項の細則に係る部分を簡潔に紹介する。

なお、預保法施行令等改正案には、預保法改正法の施行期日を示唆する条項は含まれていない。

### 2. 契約上のペイルインの発動がなされうるケース

#### (1) 背景 ～預保法改正法の定め～

内閣総理大臣は、①既存の金融危機対応措置（預金保険法102条）及び“resolution”の対象となる金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定めるものに係る「認定」及び「特定認定」を行おうとする場合において、②当該「認定」及び「特定認定」に係る金融機関等が社債<sup>4</sup>若し

<sup>1</sup> 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/25/20131213-4.html>)

<sup>2</sup> “resolution”は、金融危機以降のG20や金融安定理事会（FSB）による用語であり、破産法や会社更生法等に基づく通常の清算・再建手続きによらない、市場機能維持のための危機対応措置を指している。

<sup>3</sup> 預保法改正法の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「証券・保険にも公的資金注入が可能に」（鈴木利光）[2013年5月20日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130520\\_007183.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130520_007183.html))

<sup>4</sup> バーゼルⅢ上の「その他Tier1資本調達手段」又は「Tier2資本調達手段」に該当するものに限る。なお、バーゼルⅢにおける「その他Tier1資本調達手段」又は「Tier2資本調達手段」の概要については、それぞれ以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125\\_006731.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html))

◆ 「バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125\\_006732.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006732.html))

くは優先株式<sup>5</sup>を発行し、又は劣後ローン<sup>6</sup>による資金調達を行っているときは、③これらの資本調達手段について、当該金融機関等の自己資本（その他これに相当するもの）における取扱いを決定する（預保法改正法 102 条 3 項、同 126 条の 2 第 4 項参照）。

これは、既存の金融危機対応措置（預金保険法 102 条）及び“resolution”の実施にあたっては、内閣総理大臣が、金融機関等の資本調達手段に組み込まれた契約上のバイルインを発動させることができるということの意味する。

「バイルイン」とは、無担保債権のヘアカット（元本削減）又は普通株式への転換を指す。

バーゼルⅢ上、「その他 Tier1 資本調達手段」及び「Tier2 資本調達手段」として自己資本に算入するための要件の一つに、バイルイン（又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置）を講じなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、バイルインが行われる旨の特約が定められていることがある（「告示<sup>7</sup>」6 条 4 項 15 号、同 7 条 4 項 10 号参照）<sup>8</sup>。この「特約」が、「契約上のバイルイン」に該当する<sup>9</sup>。

このような告示の規定からすると、契約上のバイルインの発動がなされうるケースとしては、債務超過ではないことを前提とした「第一号措置」<sup>10</sup>及び「特定第一号措置」<sup>11</sup>の場合ではなく、債務超過等を前提とした「第二号措置」<sup>12</sup>、「第三号措置」<sup>13</sup>及び「特定第二号措置」<sup>14</sup>の場合と考えることが自然である。

しかし、預保法施行規則改正案が公表されるまでは、預保法改正法の文言上は、債務超過等を前提とした「第二号措置」、「第三号措置」及び「特定第二号措置」の場合のみならず、債務超過ではないことを前提とした「第一号措置」及び「特定第一号措置」の場合においても、契約上のバイルインの発動がなされうるという解釈が可能であった。こうしたことから、預保法改正法の公布日（2013 年 6 月 19 日）から預保法施行規則改正案の公表日（2013 年 12 月 13 日）までの間、実務担当者レベルで多少の混乱があったであろうことが推測される。

<sup>5</sup> バーゼルⅢ上の「その他 Tier1 資本調達手段」に該当するものに限る。

<sup>6</sup> バーゼルⅢ上の「Tier2 資本調達手段」に該当するものに限る。

<sup>7</sup> 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

<sup>8</sup> バーゼルⅢにおけるバイルインの概要については、以下の大和総研レポートも参照されたい。

◆ 「『第 2 の柱』に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正」（鈴木利光/金本悠希）[2012 年 9 月 14 日]  
<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091403financial.html>

<sup>9</sup> すなわち、既存の金融危機対応措置（預金保険法 102 条）及び“resolution”における「契約上のバイルイン」は、あくまでも「ゴーン・コンサーン・ベース」（実質破綻ベース）に係る特約であり、負債性資本調達手段を「その他 Tier1 資本調達手段」に算入する際の要件である、普通株式等 Tier1 比率が 5.125%（いわゆる「ゴーン・コンサーン水準」）を下回ったときにヘアカット又は普通株式への転換が行われる特約（告示 6 条 4 項 11 号参照）ではない点に留意されたい。

<sup>10</sup> 金融危機対応措置（預金保険法 102 条）における資本増強をいう。

<sup>11</sup> “resolution”における「特別監視」、「資金の貸付け等」、「特定株式等の引受け等」をいう。

<sup>12</sup> 金融危機対応措置（預金保険法 102 条）における預金全額保護をいう。

<sup>13</sup> 金融危機対応措置（預金保険法 102 条）における一時国有化をいう。

<sup>14</sup> “resolution”における「特別監視」、「特定資金援助」をいう。

## (2) 懸念の払拭 ～預保法施行規則改正案の公表～

預保法施行規則改正案における契約上のベイルインの条項は、前述のような曖昧な解釈を排除するものとなっている。

すなわち、預保法施行規則改正案は、契約上のベイルインの発動がなされうるケースを、債務超過等を前提とした「第二号措置」、「第三号措置」及び「特定第二号措置」の場合に限定している（預保法施行規則改正案 29 条の 2 の 2、同 35 条の 2 参照）。

また、預保法施行規則改正案は、契約上のベイルインの対象となる社債、優先株式及び劣後ローンが無担保であることを確認している（預保法施行規則改正案 29 条の 2 の 3、同 35 条の 3 参照）。

以上